資料４

各構成機関の減災にむけた取り組み および各河川大規模氾濫時の 減災対策協議会の概要について

山形河川国道事務所

議事（４）（５）の流れ

1　最上川流域・赤川流域における減災に係る取組の共有

目的：各構成機関で実施してきた様々な良い取組を共有し、
各構成機関の連携強化

1）減災対策協議会（減災に係る取組方針）の位置づけを説明　資料４

2）これまで実施してきた各構成機関の代表的な良い取組の共有　資料５

2　最上川流域・赤川流域における次期取組方針（改定案）について

目的：来年度より運用する次期取組方針
改定案（令和8年～令和12年）を策定

1）最上川上流　の次期取組方針改定案　資料４
2）最上川中流　の次期取組方針　資料４
3）最上川下流・赤川の次期取組方針　資料４
を説明

3　「１」「２」に関するご質問・ご意見

減災対策協議会のこれまでの経緯

- 平成27年12月の水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえ、平成28年5月に最上川上流、中流、下流・赤川流域で減災対策協議会を設立し、平成28年9月に平成28年度～令和2年度に実施する取組をまとめた「取組方針」を策定した。令和3年7月に、令和3年度～令和7年度で実施する取組をまとめたものに改定している。令和3年には「山形地域メディア連携協議会」、「最上川水系ダム洪水調節機能協議会」を設立している。
- 最上川・赤川流域では令和2年に最上川流域治水協議会、赤川流域治水協議会、令和3年に山形地域メディア連携協議会、最上川水系ダム洪水調節機能等協議会が設立されている。全国的な流れとしては、令和5年に流域治水の自分事化に対する提言や、流域治水プロジェクト2.0への更新等がある。

平成27年9月　関東東北豪雨災害（鬼怒川の洪水氾濫）

■社会資本整備審議会答申（平成27年12月）
「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

平成27年12月　水防災意識社会再構築ビジョン

各河川大規模氾濫時の減災対策協議会　設立
（平成28年5月）

「最上川上流域の減災に係る取組方針（平成28年～令和2年）」の策定
（平成28年9月12日）
「最上川中流域の減災に係る取組方針（平成28年～令和2年）」の策定
（平成28年9月21日）
「最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針（平成28年～令和2年）」の策定
（平成28年8月25日）

令和2年度までに達成すべき目標概ね5年で実施する取組を設定

■水防法改正（平成29年6月）
要配慮者利用施設について避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化

平成30年7月豪雨

■緊急行動計画の改定（平成31年1月）

令和元年10月　東日本台風

■社会資本整備審議会答申（令和2年7月）
近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

令和2年7月豪雨

■最上川流域治水協議会を設立（令和2年9月）
■赤川流域治水協議会を設立（令和2年9月）

■災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）
避難勧告・避難指示の一本化等、個別避難計画の作成等

■水防法の改正（令和3年7月）
要配慮者利用施設について避難訓練の実施結果を市町村長に報告することが義務化。

「最上川上流域の減災に係る取組方針（令和3年～令和7年）」の改定
（令和3年7月30日）
「最上川中流域の減災に係る取組方針（令和3年～令和7年）」の改定
（令和3年7月30日）
「最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針（令和3年～令和7年）」の改定
（令和3年8月4日）

令和7年度までに達成すべき目標概ね5年で実施する取組を設定

■山形地域メディア連携協議会を設立（令和3年9月）
国や自治体の発信する水害等リスク情報の内容切迫性が、地域住民に迅速に伝わり、住民自らの避難行動につながるよう、情報発信共有方法の充実を図るため、マスメディア等と連携した『山形地域メディア連携協議会』を設立。

■最上川水系ダム洪水調節機能等協議会を設立（令和3年9月）
河川管理者とダム設置者等による事前放流に関する協定。

令和4年8月豪雨

■「水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして」提言（令和5年4月）
激甚化頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要がある。令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置。

■流域治水プロジェクト2.0への更新（令和5年8月）
気候変動を踏まえた治水計画に見直すとともに、流域対策の目標を定め、あらゆる関係者による流域対策の充実を目的とし、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方向性を『流域治水プロジェクト2.0』として、流域関係者で共有

令和8年度以降の取組方針へ改定

減災対策協議会の位置付け

- 「最上川流域治水協議会」の枠組の中に、法的枠組みの「最上川水系ダム洪水調節機能協議会」及び「各河川大規模氾濫時の減災対策協議会」があり、減災対策協議会の中に「山形地域メディア連携協議会」が位置付けられている。

【水防法】大規模氾濫減災対策協議会
各河川大規模氾濫時の減災対策協議会
（設立：平成28年5月）
※洪水により相当な損害が生じる河川

【主な協議事項】
・円滑かつ迅速な避難体制を始めとする浸水防止・軽減に関する事項

【住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト】 メディア連携協議会
山形地域メディア連携協議会
（設立：令和3年9月9日）

【主な協議事項】
・地域住民の避難行動を推進するため、災害情報を発信する行政と、情報を伝えるテレビ、ラジオ、新聞等、それぞれが有する特性を活かした情報の発信・伝達に関する事項以降

流域治水協議会
最上川流域治水協議会
（設立：令和2年9月15日）
※河川整備が必要な河川
・上記以外の森林や農地等を含めた総合的な取組に関する事項

【令和7年度時点のプロジェクト（事業内容）】
R3.01.29　最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト
R3.03.30　最上川水系流域治水対策プロジェクト
R4.12.05　最上川上流(置賜地域)緊急治水対策プロジェクト
R6.07.31　最上川水系流域治水対策プロジェクト2.0

【河川法】 ダム洪水調節機能協議会
最上川水系ダム洪水調節機能協議会
（設立：令和3年9月9日）
※利水ダム等を有する河川

【主な協議事項】
・河川管理者とダム設置者等による事前放流に関する協定

最上川上流の次期取組方針の目標

減災のための目標の検討方針

- 最上川上流域の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、5年間で達成すべき目標、取組方針の目標達成に向けた3本柱及び重点項目を更新する。

5年間で達成すべき目標の更新

	第1期（H28～R2）	第2期（R3～R7）	第3期（R8～R12）
5年間で達成すべき目標	～来年は羽越水害から50年～「忘れない、水害への備え」 近年多発する水害や平成27年9月関東・東北豪雨発生を踏まえ、昭和42年羽越水害を上回る大規模水害発生に対して、最上川上流地区20市町・山形県・国が連携し、『避難の迅速化、被害の最小化、日常生活の早期回復』を目指す。	羽越水害を忘れず に新たな水害に備える 近年多発する水害や平成27年9月関東・東北豪雨、令和2年7月豪雨の発生を踏まえ、昭和42年羽越水害を上回る大規模水害発生に対して、最上川上流地区20市町・山形県・国が連携し、『避難の迅速化、被害の最小化、日常生活の早期回復』を目指す。	**流域治水を自分事化し、災害に備える地域を創る** 令和２年７月豪雨、令和4年8月出水の発生を踏まえ、最上川上流域20市町、山形県、国、民間企業等のあらゆる関係者が協働して流域治水の自分事化の取組を推進し、住民一人ひとりの防災意識向上とともに、「氾濫の防止・軽減、被害対象の減少、被害の軽減・早期復旧・復興」を目指す。

第2期（R3～R7）→第3期（R8～R12）の変更理由

- 第1期（H28～R2）から次回第3期（R8～R12）取組方針の更新まで10年が経過し、第1期（H28～R2）以降「流域治水協議会」「流域治水プロジェクト」等の新たな取り組みや施策が発出され、より具体的な取り組み目標が求められる必要が生じたため。

最上川上流の次期取組方針の3本柱

取組方針の目標達成に向けた3本柱の更新

	第1期（H28～R2）	第2期（R3～R7）	第3期（R8～R12）
取組方針の目標達成に向けた3本柱	① 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ② 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ③ 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み	① 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション ② 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 ③ 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み	①治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進 ②土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進 ③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化 • 住民が自ら安全に避難するためのリスクコミュニケーション • 洪水氾濫による被害の軽減対策、避難時間の確保のための水防活動の強化 • 一刻も早い生活再建、及び社会経済の回復のための排水活動の取組み

第2期（R3～R7）→第3期（R8～R12）の変更理由

- 「最上川水系流域治水プロジェクト」との整合を図るため、旧方針については③に包含し、取組をより強化していく。

① 最上川上流域全体での治水機能の強化。
② 氾濫の到達が早い上流域では、土地利用のあり方を見直すことが、将来的な被害の拡大を防ぐ上で極めて重要。
③ 最上川上流域では豪雨時の水位上昇が急激であり、被害を最小限に抑えるためには住民の迅速な避難が最も重要となる。また、多くの自治体は高齢化や財政規模の制約があり、迅速な復旧・復興対応が困難な地域が多い。

次期取組方針の主な取組内容（1/2）

国土交通省

概ね5年で実施する取組の更新について

具体的な取組の柱 事項 具体的取組	No.	旧No.	主な内容 赤字：追加した項目 青字：追加・修正した文言	（R8-R12）次期取組に向けた要点	進捗率が低いため進捗率を高めていく取組項目	進捗率が高いが、より質を高めていく取組項目
1.ハード対策						
①治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進						
■洪水を河川内で安全に流す対策	1	1	既存ダムの洪水調節機能の向上	継続実施		
	2	－	河道掘削、堤防整備、分水路整備、質的整備、遊水地改良、支川河川整備、河川流下能力向上・持続化対策事業、民間企業と連携した公募伐採等	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	3	－	新規分水路・洪水貯留・遊水機能保全及び確保に関する検討	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	4	－	堤防耐力の向上（インフラDX（施策）における河川管理の高度化・効率化（3次元点群データの活用等）	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	5	－	粘り強い河川堤防の検討	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
■集水域での対策	6	－	砂防堰堤等の整備	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	7	－	雨水幹線及び貯留浸透施設の整備、一般住宅敷地内浸透施設設置の推進	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	8	－	森林整備・治山対策・水田貯留（田んぼダム取組の拡大）・ため池の保全	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	9	－	農業用排水機場等の整備	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	10	－	下水道施設（処理場等）の耐水化	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	11	－	貯留機能保全区域の検討	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
②土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進						
■氾濫域での対策	12	－	災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	13	－	土地利用規制・誘導（災害危険区域等）	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	14	－	家屋移転、かさ上げ補助制度の創設	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	15	－	雪対策と連携した氾濫被害の軽減(高床住宅等)	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	16	－	農業用ハウスの浸水区域外への移転	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	17	－	宅地嵩上げ支援・空き家・空き地を活用した雨水貯留設備	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	18	－	防災まちづくりの推進	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	19	－	農地防災減災事業	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
1.ハード対策						
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化						
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	20	2	雨量・水位等の観測および伝達のための基盤整備	継続実施		
	21	3	山形県防災情報システムを活用した、避難状況、被害状況、水防活動状況等の伝達・共有基盤の整備	継続実施		
	22	4	防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	継続実施		
	23	5	水防活動を支援するための水防資機材等の配備・拡充（排水ポンプ、救命胴衣等）	継続実施：「救命胴衣が足りない」、「小型ポンプの更新予定」という市町の意見を反映して文言追加		
	24	6	浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備、代替施設の指定等	継続実施		
	25	7	災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	継続実施		
	26	8	リスクが高い箇所及び河川水位等を監視するためのCCTVカメラ及び簡易水位計等の整備、及びCCTVカメラ画像の受信設備の設置	継続実施		
	27	9	円滑かつ迅速な避難に資する施設整備	継続実施		
	28	10	住民の避難にも活用出来る河川堤防等の整備	継続実施		
	29	11	水害危険性の周知促進（定期的なハザードマップの更新と住民への周知・啓発活動の継続）	継続実施：「県の浸水区域の更新に合わせてはハザードマップの見直し」、「内水ハザードマップの作成」という市町の意見を反映して文言追加		
	30	12	避難計画作成の支援ツールの充実	継続実施		
	31	13	水防拠点の拡張・増設	継続実施		
	32	－	河道掘削土を活用した水防災拠点（兼避難場所）の整備	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	33	－	「命を守る行動」に繋げる情報発信（ワンコイン浸水センサの設置）	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	34	－	「水害リスクライン・洪水キキクル」の普及・利活用促進（近年の洪水を踏まえた避難判断に資する検討）	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
2.ソフト対策						
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化						
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	35	14	想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	継続実施		
	36	15	広域避難計画および広域避難を考慮したハザードマップの策定・周知	継続実施：進捗率は「C：50%未満の実施機関で実施済または継続中」と低いため、「具体的にどのような取組を進めればよいか分からない」という市町の意見を受け、広域避難計画の検討を支援する取組が必要	○	
	37	16	まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充およびまち歩き等による地域内の危険箇所等の把握	継続実施：		
	38	17	より実践的な避難訓練の実施および要配慮者利用施設の避難計画の作成	継続実施：進捗率は「A：全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「要配慮者利用施設が行う避難訓練の実施を促進」という市町の意見を反映し、施設の避難訓練を支援する取組が必要		○
	39	18	共助の仕組みの強化	継続実施		
	40	19	住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進（マイ・タイムライン）及び普及啓発活動の実施	継続実施：進捗率は「A：全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「マイ・タイムラインの普及・啓発」という市町の意見を反映して、積極的な普及啓発活動が必要		○
	41	20	大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	継続実施		
	42	21	民間企業と連携した避難体制の強化	継続実施		
	43	22	広域連携による避難体制の強化	継続実施		
■適切な高齢者等避難・避難指示の発令に備えた整備	44	23	（危険水位等設定河川） 高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定	継続実施		
	45	24	（危険水位等設定河川以外の河川） 高齢者等避難・避難指示の発令基準・区域の設定	継続実施		

次期取組方針の主な取組内容（2/2）

国土交通省

概ね5年で実施する取組の更新について

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組	No.	旧No.	主な内容 赤字：追加した項目 青字：追加・修正した文言	（R8-R12）次期取組に向けた要点	進捗率が低いため進捗率を高めていく取組項目	進捗率が高いが、より質を高めていく取組項目
2.ソフト対策						
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化						
■高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムライン	46	25	高齢者等避難・避難指示の発令に着目したタイムラインの策定、及び実践に即した検証・改善	継続実施		
	47	26	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	継続実施		
	48	27	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	継続実施		
	49	28	線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	継続実施		
	50	29	ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言、及びホットラインの活用	継続実施		
	51	－	流域タイムラインの運用開始に向けた検討、実践	新規：最上川水系流域治水プロジェクトによる対策		
	52	30	多機関連携型タイムラインの作成、運用	継続実施：進捗率は「C：50%未満の実施機関で実施済または継続中」と低いため、「具体的にどう取り組めばよいか分からない」という市町の意見を反映し、多機関連携型タイムラインの検討を支援する取組が必要	○	
	53	31	ダム放流情報を活用した避難体系の確立	継続実施		
	54	32	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	継続実施		
	55	33	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	継続実施		
	56	34	メディアとの連携による洪水情報の提供	継続実施		
	57	35	合同記者会見やSNSでの防災情報の発信	継続実施		
■防災教育や防災知識の普及	58	－	自主防災組織の防災リーダーの育成	新規：「地域防災リーダーの育成」「防災リーダーへのフォローアップ研修の実施」という市町の意見を反映して項目追加		
	59	－	自主防災組織の組織設立の促進	新規：「自主防災組織の未組織地域への組織化強化」「自主防災組織の組織化促進」という市町の意見を反映して項目追加		
	60	36	水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	継続実施：		
	61	37	防災教育の推進	継続実施：進捗率は「A：全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「参加者が限られる」という市町の意見を反映し、継続的かつ新しい取組が必要		○
	62	38	プッシュ型の洪水予報等の情報発信	継続実施		
	63	39	ダムの放流情報等の提供内容・範囲・手段の検討やダムの操作やその際に提供される意味等について周知	継続実施		
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	64	40	水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保と伝達訓練の実施	継続実施		
	65	41	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	継続実施		
	66	42	関係機関が連携した実働水防訓練の実施（国、県、複数の市町が参加する訓練）	継続実施：進捗率は「A：全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「住民参加型の実践的防災訓練の実施」「マンネリ化しないような実践的な訓練が必要」という市町の意見を反映し、実働的な水防訓練の実施が必要		○
	67	43	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定および水防支援体制の検討	継続実施：進捗率は「A：全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「消防団員の加入促進、協力団体の募集」という市町の意見を反映し、より水防協力団体が増えるような取組が必要		○
	68	44	時代に即した水防工法の採用による水防活動の効率化の推進	継続実施：進捗率は「A：全ての機関で実施済みまたは継続中」と高いが、「時代に即した水防工法が何か分からない」という市町の意見を反映し、時代に即した水防工法の情報共有や支援する取組が必要		○
2.ソフト対策						
③命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化						
■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	69	45	排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成	継続実施		
	70	46	排水計画に基づく排水訓練の実施	継続実施：進捗率は「C：50%未満の実施機関で実施済または継続中」と低いため、支援する取組が必要	○	
	71	47	排水設備の耐水性の強化	継続実施		
■災害復旧の支援体制の強化および災害情報の共有	72	48	山形県建設技術センターの災害復旧初期支援の活用	継続実施		
	73	49	毎年、県主催の災害復旧事業担当職員研修会を実施	継続実施		
	74	50	水防演習、危機管理演習等を実施	継続実施 （危機管理演習の文言を追加）		
	75	51	人材不足を補うための育成・支援体制の強化	継続実施		
	76	52	JETT(ジェット：気象庁防災対応支援チーム派遣）	継続実施		

最上川中流の次期取組方針の目標と3本柱

国土交通省

最上川中流の次期取組方針の目標

- 令和6年7月25日からの大雨により、最上川において、計画高水位を超過する出水となったことを踏まえ、**令和6年7月洪水**に関する記載を次期5か年で達成すべき目標に追加。

新旧対照表

●赤字：現計画からの変更事項

計画（令和３年７月３０日改定）	見直し案
6．減災のための目標 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動を実施するため、各構成機関が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下の通りとした。 **【5 年間で達成すべき目標】** 狭窄部に囲まれ、氾濫流が貯留する地形である最上川の中流域において、近年、大きな洪水となった平成 16 年 7 月洪水、平成 25 年 7 月豪雨、平成 30 年 8 月豪雨、および令和 2 年 7 月豪雨の状況を踏まえ、最上川中流で発生しうる大規模水害に対し「伝える・促す・動く」ことにより氾濫被害の最小化を目指す	**6．減災のための目標** 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動を実施するため、各構成機関が連携して令和12年度までに達成すべき減災目標は以下の通りとした。 **【5 年間で達成すべき目標】** 狭窄部に囲まれ、氾濫流が貯留する地形である最上川の中流域において、近年、大きな洪水となった平成 16 年 7 月洪水、平成 25 年 7 月洪水、平成 30 年 8 月洪水、令和2年7月洪水および令和6年7月洪水の状況を踏まえ、最上川中流で発生しうる大規模水害に対し「伝える・促す・動く」ことにより氾濫被害の最小化を目指す

最上川中流の次期取組方針の目標達成にむけた3本柱

- 次期取組方針は、目標達成に向けた3本柱に基づき、**令和6年7月洪水**や**「最上川水系流域治水プロジェクト2．0」**を踏まえ、水災害対策を推進する。

新旧対照表

●赤字：現計画からの変更事項

計画（令和３年７月３０日改定）	見直し案
【目標達成に向けた 3 本柱】 上記目標の達成に向け、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策として、以下の項目を 3 本柱とした取組を継続して実施する。 **(1)伝える** 流域住民が出水特性や水害リスクを把握し、水害時の適切な情報収集・分かりやすい情報を速やかに伝える取組 ①避難情報など防災情報発信の充実 ②災害リスクを考慮した立地適正化計画作成及び居住誘導 ③継続的な防災知識の普及及び防災教育推進の実施 **(2)促す** 判断・行動の遅れによる被災を防ぐための迅速・確実な避難行動を促す取組 ①令和2年7月出水の課題を受けたタイムラインの改善 ②流域自治体との洪水対応演習 ③災害時においても確実に情報提供が行えるシステムの構築、ICTを活用した河川情報の充実 ④要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 **(3)動く** 「住民が自発的に考え自ら行動する」「行政機関等が住民の暮らしと生命を守るために動く」取組 ①まるごとまちごとハザードマップの推進 ②講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進 ③排水作業準備計画作成、排水設備の更新、充実	**【目標達成に向けた 3 本柱】** 上記目標の達成に向け、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策として、以下の項目を 3 本柱とした取組を継続して実施する。 **(1)伝える** 流域住民が出水特性や水害リスクを把握し、水害時の適切な情報収集・分かりやすい情報を速やかに伝える取組 ①避難情報など防災情報発信の充実 ②災害リスクを考慮した立地適正化計画作成及び居住誘導 ③継続的な防災知識の普及及び防災教育推進の実施 **(2)促す** 判断・行動の遅れによる被災を防ぐための迅速・確実な避難行動を促す取組 ① これまでの洪水の対応を踏まえたタイムラインの改善 ②流域自治体との洪水対応演習 ③災害時においても確実に情報提供が行えるシステムの構築、ICTを活用した河川情報の充実 ④要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 **(3)動く** 「住民が自発的に考え自ら行動する」「行政機関等が住民の暮らしと生命を守るために動く」取組 ①まるごとまちごとハザードマップの推進 ②講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進 ③排水作業準備計画作成、排水設備の更新、充実

最上川中流の次期取組方針の取組内容

国土交通省

概ね5年で実施する取組内容について

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく最上川中流域の減災に係る取組方針				
具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的な取組		No,	主な内容	具体的な内容
『伝える』に関する取組				
	■気象・水文情報・避難に必要なリスク情報等の共有手法の整備	1	メディアと連携した防災情報の普及	
		2	行政機関によるSNS公式アカウントでの情報発信	
		3	避難体制強化のための水災害リスク情報の充実（内外水位リスクマップの作成）	
		4	災害リスクを考慮した立地適正化計画作成及び居住誘導	立地適正化計画の検討・作成 災害リスクを考慮した居住誘導　など
『促す』に関する取組				
	■住民が自ら避難行動を行うための防災教育等の啓発活動	5	講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進	マイタイムライン作成（案）の配布 マイタイムライン作成のための講習会の開催 マイタイムラインを活用した避難訓練　など
		6	継続的な防災知識の普及及び防災教育推進の実施	自治会等への防災に関する出前講座 小中学校での防災に関する出前講座　など
	■住民が迅速・確実に避難を行うために構成機関の連携を強化	7	令和２年７月洪水、令和６年７月洪水の課題を受けたタイムラインの改善	タイムラインの改善 防災訓練等を踏まえたタイムラインの改善
		8	流域自治体との洪水対応演習	洪水対応訓練 水防訓練　など
		9	広域連携による避難体制の強化	自治体間での避難に関する協定締結 住民を対象とした避難訓練の実施　など
	■避難のきっかけとなる情報提供・伝達手法の改善	10	災害時においても確実に情報提供が行えるシステムの構築	住民への防災用タブレットの配備 防災無線等の配備 現地への簡易アラートの設置
		11	ICTを活用した河川情報の充実	
		12	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	地域防災計画への対象施設の掲載 対象施設への計画作成の説明会や講習会の開催 避難確保計画の策定 避難確保計画に基づく避難訓練の実施　など
『動く』に関する取組				
	■住民が自ら考え行動するための取組	13	まるごとまちごとハザードマップの推進	浸水想定区域に基づく浸水想定深の表示 避難経路の表示 避難訓練の実施
		14	講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進	
	■行政機関等が住民の暮らしと生命を守る	15	排水作業準備計画作成の推進（計画に基づいた排水作業を行うための体制を構築）	

最上川下流・赤川の次期取組方針の目標と3本柱

国土交通省

最上川下流・赤川の次期取組方針の目標

- 令和6年7月25日からの大雨により、最上川において、計画高水位を超過する出水となったことを踏まえ、**令和6年7月豪雨**に関する記載を次期5か年で達成すべき目標に追加。

新旧対照表

●赤字：現計画からの変更事項

計画（令和３年８月４日改定）	見直し案
5. 減災のための目標 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 7 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 **【5 年で達成すべき目標】** **最上川下流及び赤川は、拡散的に氾濫する低平地の庄内平野に位置し、甚大な浸水被害を及ぼすおそれがあることから、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、山形県内で発生した平成 30 年 8 月、令和 2 年 7 月豪雨等の教訓を踏まえ、最上川下流及び赤川で発生しうる大規模災害※に対して命を守る・庄内平野を守るため「避ける、防ぐ、取り返す」ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。** ○避けるとは・・・・・ 流域住民が主体的に水害リスクを把握し、水害から自ら避ける行動をとることを促し、命を守る取組 ○防ぐとは・・・・・・・ 地域の氾濫被害の防止や軽減を図り、堤防決壊を少しでも遅らせ避難時間を確保する取組 ○取り返すとは・・・ 堤防決壊により、広範囲な浸水被害となるため、1 日でも早い日常生活を取り返すための取組 ※大規模水害・・・ 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害	**5. 減災のための目標** 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 **【5 年で達成すべき目標】** **最上川下流及び赤川は、拡散的に氾濫する低平地の庄内平野に位置し、甚大な浸水被害を及ぼすおそれがあることから、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、山形県内で発生した平成 30 年 8 月、令和 2 年 7 月、令和 6 年 7 月豪雨等の教訓を踏まえ、最上川下流及び赤川で発生しうる大規模災害※に対して命を守る・庄内平野を守るため「避ける、防ぐ、取り返す」ことにより、浸水被害の最小化を目指す。** ○避けるとは・・・・・ 流域住民が主体的に水害リスクを把握し、水害から自ら避ける行動をとることを促し、命を守る取組 ○防ぐとは・・・・・・・ 地域の浸水被害の防止や軽減を図り、堤防決壊を少しでも遅らせ避難時間を確保する取組 ○取り返すとは・・・ 堤防決壊により、広範囲な浸水被害となるため、一刻も早い日常生活を取り返すための取組 ※大規模水害・・・ 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

最上川下流・赤川の次期取組方針の目標達成にむけた3本柱

- 次期取組方針は、目標達成に向けた3本柱に基づき、**令和6年7月豪雨**や**「最上川水系流域治水プロジェクト2．0」**及び**「赤川流域治水プロジェクト2．0」**を踏まえ、水災害対策を推進する。

新旧対照表

●赤字：現計画からの変更事項

計画（令和３年８月４日改定）	見直し案
【目標達成に向けた3本柱】 上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。 ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組 ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組 ③一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化の取組	**【目標達成に向けた3本柱】** 上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。 ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組 ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組 ③一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化の取組

最上川下流・赤川の次期取組方針の取組内容

国土交通省

- 「最上川水系流域治水プロジェクト2．0」及び「赤川流域治水プロジェクト2．0」の取組の一部を追加。
- また、令和6年7月豪雨の教訓等も踏まえて、ヒアリング結果をもとに、各項目に対する取組機関を更新。

具体的な取組の柱
■事項
・ 具体的取組
1）住民の主体的で安全な避難を促す日頃からのリスクコミュニケーション
■減災のための基盤や施設運用の整備等に関する取組
▽ 既存ダムの洪水調節機能強化
■情報伝達、避難計画等に関する取組
▼ 河川情報や防災情報の提供と充実
・ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言及びホットラインの活用
・スマートフォンを活用した洪水予報等、リアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・機能向上、住民へのPR
・メディアとの連携による洪水情報の提供
・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策
▼ 多様な手段による住民への確実な避難情報等の伝達
・防災ラジオ等頒布拡大
・登録制メール等の普及・拡大
・各種SNSでの防災情報の発信
・既存の情報伝達手段以外の確保、充実
▼ タイムラインの見直し・活用、普及
・避難情報着目型タイムラインの見直し、活用
・水害タイムラインの整備、活用
・マイタイムライン作成支援、普及促進
▼ ハザードマップの見直し、活用
・想定最大規模の洪水でのハザードマップの見直し、活用
・水害リスクマップの作成
・内水ハザードマップの整備
▼ 洪水予報・水位周知河川以外への避難指示発令の検討
・危険水位等設定河川以外の河川について、避難指示の発令基準・区域の設定検討
▼ 避難計画（広域避難、分散避難を含む）の検討
・近隣市町との避難に関する検討・調整
・コロナ禍での分散避難の推進、避難先や避難経路等の事前調査
▼ 避難確保計画の作成促進
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組
▼ 防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有
・トップセミナーの実施
・地域住民との共同点検の実施
・防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有
▼ 防災教育及び人材育成等の実施
・小中学校等における出前講座、水害教育の実施
・自主防災組織の人材育成、防災講習会
▼ 防災訓練、避難訓練等の実施
・避難行動要支援者等の避難訓練及び訓練への支援（避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の訓練支援含む）
・避難情報着目型タイムラインを活用した洪水対応演習
・流域自治体との洪水対応演習
・自治体で実施する各種防災訓練
2）発災時に人命と財産を守る水防活動の強化
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組
▽ 水防団員の安全確保を十分に行った上での洪水時の巡視、及び水防活動の連絡、実施体制の検討・構築
▽ 近隣水防団間の情報の共有
▽ 重要水防箇所及び水防資機材の合同巡視・点検
▽ 水防訓練・水防講習会の定期的な開催
▼ 備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施
・備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施
・自主防災組織資機材等整備に対する補助
・町内会や個人への土のう配布
・土のうステーションの確保
3）一刻も早く日常生活を取り戻すための排水活動の強化
■排水活動の強化、施設運用に関する取組
▽ 排水施設操作状況の情報共有と地域住民等への情報提供方法の検討、構築
▽ 排水計画の策定及び排水訓練の実施
▽ 災害時の建設業組合との排水ポンプ連携体制構築
4）その他
■減災・防災に関する支援
▼ 災害時及び災害復旧に対する支援
・支援体制の強化および災害情報の共有
・JETT（ジェット：気象庁防災対応支援チーム）派遣